面会に関する規程

小国町立病院（以下「当院」という。）における『面会』に関する事項について、下記のとおり定めるものとする。

第１条（目的）

この規程は、入院患者に対する良質で安全な医療の提供及び安心・安全な療養生活の質の向上を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。併せて、面会の機会を設けることは、円滑な退院支援を行う上でも重要であるため、面会の機会を妨げないようにする。

第２条（面会時間）

面会時間は原則として 14 時から 17 時、18 時から 19 時まで、30 分以内とする。

２　急変時など看護師から電話があった場合、面会時間に関わらず面会ができる。

３　前項の規定にかかわらず、病棟の感染対策や患者の病状などにより、面会を制限する場合がある。

第３条（一般面会者の範囲）

当院において面会できる者は、当院から発行された面会許可証を持参する者とする。

第４条（ご容態に合わせた特別な面会の範囲）

面会を希望する場合は、事前に申請するものとする。

２　面会は１回あたり５名までとする。6 名以上来院した場合は、２回以上に分けて面会するものとし、その場合は１階で待機し順番に面会を行うこととする。

第５条（面会者の守るべき事項）

面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　発熱、咳、下痢、嘔吐などの感染症状がある場合は面会を控えること。

(2)　インフルエンザ陽性、新型コロナウイルス陽性患者が面会者の家族内にいる場合は面会を控えること。

(3)　患者、面会者共に、事前に手指消毒を行い、マスクを着用すること。

(4)　面会時は飲食をしないこと。

(5)　個室の場合、個室のトイレを使用すること。

(6)　他室への訪問は控えること。

第６条（周知）

この規程は、入院案内、院内掲示及びホームページ等で案内を行う。

改訂日：2025 年 12 月 26 日

小国町立病院　院長